

# 入院時の食事療養費の負担額が変わります

## 入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養(I)(厚生労働大臣が定める基準)の届出を基にした食事を提供しています。管理栄養士によって管理された食事を、適時(夕食については午後6時)、適温(保温・保冷配膳使用)で提供しています。

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食あたり)		
		令和8年5月迄	令和8年6月から	
一般 (下記以外)	一般 (下記以外)	510円	550円	
(例外)指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等		300円	330円	
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ (※1)	過去1年の入院期間が90日以内	240円	270円
		過去1年の入院期間が90日以上	190円	220円
該当なし	低所得者Ⅰ (※2)		110円	130円

※1 ①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の方。

※2 ①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた時に0円となる方。あるいは②老齢福祉年金受給者



令和8年6月1日  
一般財団法人 大原記念財団  
大原総合病院